

低入札価格調査基準の見直しについて

このことについて、「留萌市低入札価格調査制度実施要領」の一部を改正し、基準を見直しましたのでお知らせします。

なお、この基準は令和4年4月1日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が1,000万円を超える工事に限る。）の入札から適用します。

現 行		改正後
【第3条第1項第4号】 (4) 一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額		【第3条第1項第4号】 (4) 一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額

※詳しくは「留萌市低入札価格調査制度実施要領」をご確認ください。